

市第 89 号議案 横浜市国際学生会館の指定管理者の指定

横浜市国際学生会館は、令和5年3月31日をもって現在の指定管理者による指定期間が満了します。

公募及び指定管理者選定評価委員会による審査を経て選定された指定候補者を次期指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議案を提出します。

1 横浜市国際学生会館の概要

(1) 設置根拠

横浜市国際学生会館条例

(2) 設置目的

市内の高等教育機関に在籍する留学生・研究者に対して良質廉価な宿舎を提供すること及び地域における国際交流を促進し、国際文化都市の形成に資することを目的とする。

(3) 主な業務内容

ア 外国人の留学生、研究者等のための宿泊施設の提供

単身室、家族室、研究者室及び臨時宿泊室等の施設提供

イ 市民の国際理解並びに教育及び研究に関する国際交流に係る事業

留学生等の支援や地域交流を目的として、語学講座や市内小中学校への国際理解教育のための出前授業等の自主事業

(4) 所在地

鶴見区本町通4-171-23

(5) 施設概要

宿泊室、事務室、ロビー、ホール、ラウンジ、学習室、研修室、音楽室、図書室等

※ 横浜市潮田地域ケアプラザ、鶴見区潮田地区センターとの複合施設（「潮田交流プラザ」）であり、地上13階、地下2階建のうち、3階から13階が該当部分

(6) 開設年月

平成6年5月

(7) 指定管理

平成18年度から実施（現指定管理者：公益財団法人 横浜市国際交流協会）



2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（第5期：5年間）

裏面あり

3 指定候補者

(1) 団体名

公益財団法人 横浜市国際交流協会
理事長 小野崎 信之
(西区みなとみらい一丁目1番1号)

(2) 設立目的

横浜の国際都市としての歴史的・文化的特性を継承しつつ、その一層の発展に向けて、異なる文化や価値観を共に認め、尊重し合える豊かな社会づくり、国際交流・国際協力の促進を図ることを目的に設立。

(3) 設立年月

昭和56年7月(任意団体「横浜市海外交流協会」として設立)

(4) 法人認証

昭和57年 「財団法人」認可
平成22年 「公益財団法人」へ移行登記

4 選定の経過等

(1) 横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会

委員長 栢島 洋美 (横浜国立大学副学長)
委員 太田 壘 (横浜市立大学国際マネジメント研究科教授)
小山 明枝 (税理士法人横浜会計事務所代表税理士)
中村 壽晴 (鶴見区潮田西部地区自治連合会会長)
斐 安 (特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター理事長)

(2) 選定経過

令和4年6月10日 第1回選定評価委員会 (公募要項、評価基準等の決定)
令和4年6月17日 公募要項配布開始
令和4年7月22日 応募書類受付締切 (応募団体: 1団体)
令和4年9月13日 第2回選定評価委員会 (書類・面接審査、指定候補者の選定)

(3) 選定結果

満点650点中495点 ※ 最低基準(6割)390点

(4) 選定評価委員会での主な意見

提案内容は、これまでの管理運営の経験を生かし、社会情勢等に鑑みた工夫や努力を加えた内容となっていた。学生会館の管理運営にあたっては、施設の設置目的から、単なる入居施設の管理にとどまらず、市民の国際理解・国際交流の増進に寄与する運営を行っていただく必要がある。そのために、留学生が、学校の授業だけでは享受できない学びや気づきを得ることができる環境づくりを推し進めるよう期待する。